

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市規則第17号

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表(1)、5級の項第1号中「係長」の次に「、保育主任」を加え、同表行政職給料表(1)、8級の項第3号中「渉外室」を「市長室」に改める。

別表第2、1 行政職給料表(1)級別資格基準表備考第1号中「結課」を「結果」に改める。

別表第3、1 大学卒、2 修士課程修了の項の次に次のように加える。

3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の終了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
-------------	--

別表第3、1 大学卒の項学歴免許等の区分、学歴区分の欄中「3」を「4」に、「4」を「5」に、「5」を「6」に改める。

別表第5 修士課程修了の項の次に次のように加える。

専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。